おしらせHOTコーナー　案内・催し

おしらせHOT ほっとコーナー

ハッピーこまちゃん®

●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367

●防災行政無線テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます（定時放送を除く）。通話料は無料です。

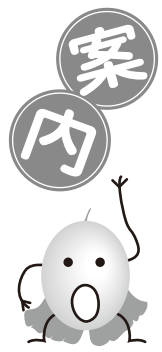

会議の開催

●八潮市外部評価委員会の傍聴
日①1月17日(金)　午後1時15分～4時15分②1月21日(火)　午後1時15分～4時10分③2月10日(月)　午後1時15分～5時
場市役所第2応接室
内①②事務事業評価に関する評価について（②は一部現地視察を含む。視察は傍聴不可）③平成25年度外部評価報告書案について
定各10人（申込順）
申各日正午までに、企画経営課（☎㊥885）へ

●第3回八潮市都市計画審議会の傍聴
日2月3日(月)　午後1時30分～3時
場市役所別館A会議室
内▼「草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更、「草加都市計画区域区分」の変更について▼草加都市計画地区計画（八潮南部東地区、八潮南部中央地区、八潮南部西地区）の変更について
定10人（当日先着順）
問都市デザイン課☎㊥272

●第3回八潮市高齢者保健福祉推進審議会の傍聴
日2月13日(木)　午後2時～4時
場市役所第2会議室
内第5期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成25年度上半期進捗状況などについてほか
定10人（当日先着順）
問長寿介護課☎㊥447

中小企業退職金共済掛金補助制度

市では、「中小企業退職金共済制度」または「八潮市商工会特定退職金共済制度」に加入した事業者に対し、掛金の一部を補助します。

対市内に事業所を有する事業者で次のすべての要件を満たす方▼事業を1年以上継続していること▼常時雇用している従業員が50人以下であること▼補助金交付申請時に納期がきた市税を完納していること

補助期間　新規加入契約月から24カ月間

補助対象経費　平成25年1月（または補助期間満了月）から12月（または補助期間満了月）までに支払った掛金で補助期間内のもの

補助額　従業員数が5人までの事業所は掛金月額の30パーセント、6人から50人までの事業所は掛金月額の20パーセント（ただし、掛金は月額5000円が上限）

申1月14日～24日※申請期間厳守
問商工観光課☎㊥274

臨時休館

①文化スポーツセンター
市内一周駅伝大会およびやしおふれあい親子健康マラソン大会開催のため、休館します。
日1月26日(日)、2月16日(日)
問文化スポーツセンター☎996・5126

②市民温水プール
機械設備点検などのため、休館します。
日2月1日(土)～17日(月)
問市民温水プール☎936・6824

市内で街路灯の交換工事を実施

老朽化や温室効果ガス削減の観点から、市で管理している青色の街路灯をLED灯に交換する工事を行っています。一部、敷地内に電柱や街路灯がある場合は工事業者が立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いします。
日3月末頃まで
問交通防災課☎㊥288

都市農業経営研修会

日1月25日(土)　午前9時30分～（午前9時15分受付）
場JAさいかつ潮止プラザ会議室
対農業経営者
内都市農業をめぐる情勢と都市農家の課題
講師　櫻井勇さん（㈱協同経済経営研究所上席研究員）
費無料
申1月14日から17日までに、電話で農政課（☎㊥299）またはJAさいかつ資産管理課八潮店（☎996・2104）へ

インターネット検索が充実

辞書・事典・雑誌などを多数収録し、常に新しい情報を得ることができます。検索機能を活用し、調査、研究、レクリエーションなどにお役立てください。
問八條図書館☎994・5500

確認しましょう！最低賃金

埼玉県最低賃金は、平成25年10月から時間額785円に改定されました。
なお、特定の産業については別途特定（産業別）最低賃金が適用されます。詳しくは、埼玉労働局賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。
問埼玉労働局賃金室☎048・600・6205

埼玉司法書士会越谷総合相談センター出張法律相談会

日2月16日(日)　午後1時30分～4時30分
場八潮メセナ・アネックス多目的ホールC
内相続、遺言、登記、債務整理、成年後見、不動産名義変更などについての面談相談（1組1時間・要予約）
費無料
申2月13日午後4時までに、電話で埼玉司法書士会総合相談センター（☎048・838・7472）へ

織物講座

日2月1日(土)　午前10時～午後2時
場やしお生涯楽習館工作室
対20歳以上
内卓上織機を使用したテーブルセンター作り
講師　川上美知子さん（市民版人財バンク「やしお楽習塾」登録講師）
持昼食
定6人（申込順）
費3000円（材料費・当日徴収）
申1月15日から29日までに、窓口または電話でやしお生涯楽習館（☎994・1000、受付＝午前9時～午後5時）へ

木工講座

日2月8日(土)　①午後1時30分～②午後2時30分～③午後3時30分～
場やしお生涯楽習館工作室
対小学校3年生以上
内木工旋盤（せんばん）を使用したボールペン作り
講師　川上泉さん（市民版人財バンク「やしお楽習塾」登録講師）
定各2人（申込順）
費2000円（材料費・当日徴収）
申1月15日から、窓口または電話でやしお生涯楽習館（☎994・1000、受付＝午前9時～午後5時）へ

普通救命講習会

日2月1日(土)　午前9時～正午
場消防署
対中学生以上
内救命に必要な応急手当（心肺蘇生法、自動体外式除細動器〈AED〉の取り扱い、異物除去
定20人（申込順）
費無料
申1月14日から24日までに、窓口または電話で消防署（☎998・0119）へ

楽しく体験!!ヤッキーひろば「お正月遊び」

日1月18日(土)　午後1時30分～3時30分
場やしお生涯楽習館ホワイエほか
対小学生
内福笑い、すごろくなど
定20人程度（当日先着順）
費無料
問やしお生涯楽習館☎994・1000

給与支払者（会社など）の皆さんへ

給与を支払う事業所（会社など）で所得税等の源泉徴収義務がある場合、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村に、前年中の給与支払額など必要事項を記載した「給与支払報告書」を提出しなければならないことになっています（地方税法第317条の6）。

正社員、パート、アルバイト、非常勤職員などの雇用形態にかかわらず、給与を受給した者の「給与支払報告書（個人別明細書）」を2部作成し、総括表とともに、1月31日までに提出してください。

また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出しなければならないことになっています。

給与支払報告書は従業員の方々に手渡さず、給与の受給者が1月1日現在お住まいの市区町村まで、事業所（会社など）から提出してください。

問市民税課☎㊥206

個人住民税の特別徴収（給与天引き納付）を徹底します！

特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員に代わって市町村に納付する制度です。事業主の皆さんには、所得税等の源泉徴収と同様に、個人住民税の特別徴収が法律で義務付けられています。

県と県内市町村は、平成27年度には原則として全ての給与支払者を特別徴収義務者に指定する取り組みを進めています。

特別徴収を行っていない事業主の皆さんは、早期に特別徴収をするための手続きをとっていただくか、平成27年度には円滑に対応できるようご準備をお願いします。

問市民税課☎㊥206